

水質検査成績書

検体	検査種別	基準項目(8項目)				
	検水種別	原水				
	採水場所	最上川表流水				
	採水者	検査機関 (株式会社 江東微生物研究所 郡山支所 郡山市喜久田町御3-24 Tel0256-34-7072)				
	採水日時	平成25年12月3日 14時20分		気温	10.2°C	水温
	天候等	当日天候	曇り	前日天候	曇り	採水時残留塩素
	検査項目	検査成績	水質基準	検査項目	検査成績	水質基準
	一般細菌	530	1mL中100以下	トリクロロ酢酸	—	0.2 mg/L以下
	大腸菌	検出する	検出されない事	プロモジクロロメタン	—	0.03 mg/L以下
	カドミウム及びその化合物	—	0.003 mg/L以下	プロモホルム	—	0.09 mg/L以下
	水銀及びその化合物	—	0.0005 mg/L以下	ホルムアルデヒド	—	0.08 mg/L以下
	セレン及びその化合物	—	0.01 mg/L以下	亜鉛及びその化合物	—	1.0 mg/L以下
	鉛及びその化合物	—	0.001 mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	—	0.2 mg/L以下
	ヒ素及びその化合物	—	0.01 mg/L以下	鉄及びその化合物	—	0.3 mg/L以下
	六価クロム化合物	—	0.05 mg/L以下	銅及びその化合物	—	1.0 mg/L以下
	シアン化合物イオン及び塩化シアン	—	0.001 mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	—	200 mg/L以下
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	—	10 mg/L以下	マンガン及びその化合物	—	0.05 mg/L以下
	フッ素及びその化合物	—	0.8 mg/L以下	塩化物イオン	7.4	200 mg/L以下
	ホウ素及びその化合物	—	1.0 mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	—	300 mg/L以下
	四塩化炭素	—	0.002 mg/L以下	蒸発残留物	—	500 mg/L以下
	1,4-ジオキサン	—	0.05 mg/L以下	陰イオン界面活性剤	—	0.2 mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 mg/L以下	ジェオスミン	—	0.00001 mg/L以下
	ジクロロメタン	—	0.02 mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	—	0.00001 mg/L以下
	テトラクロロエチレン	—	0.01 mg/L以下	非イオン界面活性剤	—	0.02 mg/L以下
	トリクロロエチレン	—	0.01 mg/L以下	フェノール類	—	0.005 mg/L以下
	ベンゼン	—	0.01 mg/L以下	有機物(TOCの量)	1.2	3 mg/L以下
	塩素酸	—	0.6 mg/L以下	pH値	7.3	5.8 ~ 8.6
	クロロ酢酸	—	0.02 mg/L以下	味	—	異常でないこと
	クロロホルム	—	0.06 mg/L以下	臭氣	異常なし	異常でないこと
	ジクロロ酢酸	—	0.04 mg/L以下	色度	7.6	5度 以下
	ジブロモクロロメタン	—	0.1 mg/L以下	濁度	8.7	2度 以下
	臭素酸	—	0.01 mg/L以下	—	—	—
	総トリハロメタン	—	0.1 mg/L以下	—	—	—
判定	◎ 判定しない					
備考	基準値は平成15年厚生労働省令第101号、検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による。検査成績欄の濃度単位は基準値の単位と同じ。					

水質検査成績書

検体	検査種別	基準項目(9項目)			
	検水種別	浄水			
	採水場所	上水道 中山町役場内蛇口			
	採水者	検査機関 (株式会社 江東微生物研究所 郡山支所 郡山市喜久田町御3-24 Tel0256-34-			
	採水日時	平成25年12月3日 14時00分		室温 16.1°C	水温 8.9°C
	天候等	当日天候 曇り	前日天候 曇り	採水時残留塩素	0.52 mg/L
検査項目	検査成績	水質基準	検査項目	検査成績	水質基準
一般細菌	0	1mL中100以下	トリクロロ酢酸	—	0.2 mg/L以下
大腸菌	不検出	検出されない事	プロモジクロロメタン	—	0.03 mg/L以下
カドミウム及び その化合物	—	0.003 mg/L以下	プロモホルム	—	0.09 mg/L以下
水銀及び その化合物	—	0.0005 mg/L以下	ホルムアルデヒド	—	0.08 mg/L以下
セレン及び その化合物	—	0.01 mg/L以下	亜鉛及び その化合物	—	1.0 mg/L以下
鉛及び その化合物	—	0.001 mg/L以下	アルミニウム及び その化合物	—	0.2 mg/L以下
ヒ素及び その化合物	—	0.01 mg/L以下	鉄及びその化合物	—	0.3 mg/L以下
六価クロム化合物	—	0.05 mg/L以下	銅及びその化合物	—	1.0 mg/L以下
シアン化合物イオン 及び塩化シアン	—	0.001 mg/L以下	ナトリウム及び その化合物	—	200 mg/L以下
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	—	10 mg/L以下	マンガン及び その化合物	—	0.05 mg/L以下
フッ素及び その化合物	—	0.8 mg/L以下	塩化物イオン	11.0	200 mg/L以下
ホウ素及び その化合物	—	1.0 mg/L以下	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	—	300 mg/L以下
四塩化炭素	—	0.002 mg/L以下	蒸発残留物	—	500 mg/L以下
1,4-ジオキサン	—	0.05 mg/L以下	陰イオン界面活性剤	—	0.2 mg/L以下
シス-1,2-ジクロエチレン及び トランス-1,2-ジクロエチレン	—	0.04 mg/L以下	ジェオスミン	—	0.00001 mg/L以下
ジクロロメタン	—	0.02 mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	—	0.00001 mg/L以下
テトラクロロエチレン	—	0.01 mg/L以下	非イオン界面活性剤	—	0.02 mg/L以下
トリクロロエチレン	—	0.01 mg/L以下	フェノール類	—	0.005 mg/L以下
ベンゼン	—	0.01 mg/L以下	有機物(TOCの量)	0.7	3 mg/L以下
塩素酸	—	0.6 mg/L以下	pH値	7.1	5.8 ~ 8.6
クロロ酢酸	—	0.02 mg/L以下	味	異常なし	異常でないこと
クロロホルム	—	0.06 mg/L以下	臭気	異常なし	異常でないこと
ジクロロ酢酸	—	0.04 mg/L以下	色度	0.5未満	5度 以下
ジプロモクロロメタン	—	0.1 mg/L以下	濁度	0.1未満	2度 以下
臭素酸	—	0.01 mg/L以下	—	—	—
総トリハロメタン	—	0.1 mg/L以下	—	—	—
判定	◎ 検査した項目は水道法の水質基準に適合します。				
備考	※印の検査成績は不適合です。 基準値は平成15年厚生労働省令第101号、検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による。 検査成績欄の濃度単位は基準値の単位と同じ。				

水質検査成績書

検体	検査種別	基準項目(9項目)			
	検水種別	浄水			
	採水場所	上水道 村木沢公民館内蛇口			
	採水者	検査機関 (株式会社 江東微生物研究所 郡山支所 郡山市喜久田町御3-24 TEL0256-34-7072)			
	採水日時	平成25年12月3日 13時30分		気温 13.0°C	水温 9.7°C
	天候等	当日天候 曇り	前日天候 曇り	採水時残留塩素	0.40 mg/L
検査項目	検査成績	水質基準	検査項目	検査成績	水質基準
一般細菌	0	1mL中100以下	トリクロロ酢酸	—	0.2 mg/L以下
大腸菌	不検出	検出されない事	プロモジクロロメタン	—	0.03 mg/L以下
カドミウム及び その化合物	—	0.003 mg/L以下	プロモホルム	—	0.09 mg/L以下
水銀及び その化合物	—	0.0005 mg/L以下	ホルムアルデヒド	—	0.08 mg/L以下
セレン及び その化合物	—	0.01 mg/L以下	亜鉛及び その化合物	—	1.0 mg/L以下
鉛及び その化合物	—	0.001 mg/L以下	アルミニウム及び その化合物	—	0.2 mg/L以下
ヒ素及び その化合物	—	0.01 mg/L以下	鉄及びその化合物	—	0.3 mg/L以下
六価クロム化合物	—	0.05 mg/L以下	銅及びその化合物	—	1.0 mg/L以下
シアン化合物イオン 及び塩化シアン	—	0.001 mg/L以下	ナトリウム及び その化合物	—	200 mg/L以下
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	—	10 mg/L以下	マンガン及び その化合物	—	0.05 mg/L以下
フッ素及び その化合物	—	0.8 mg/L以下	塩化物イオン	10.8	200 mg/L以下
ホウ素及び その化合物	—	1.0 mg/L以下	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	—	300 mg/L以下
四塩化炭素	—	0.002 mg/L以下	蒸発残留物	—	500 mg/L以下
1,4-ジオキサン	—	0.05 mg/L以下	陰イオン界面活性剤	—	0.2 mg/L以下
シス-1,2-ジクロエチレン及び トランス-1,2-ジクロエチレン	—	0.04 mg/L以下	ジェオスミン	—	0.00001 mg/L以下
ジクロロメタン	—	0.02 mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	—	0.00001 mg/L以下
テトラクロロエチレン	—	0.01 mg/L以下	非イオン界面活性剤	—	0.02 mg/L以下
トリクロロエチレン	—	0.01 mg/L以下	フェノール類	—	0.005 mg/L以下
ベンゼン	—	0.01 mg/L以下	有機物(TOCの量)	0.5	3 mg/L以下
塩素酸	—	0.6 mg/L以下	pH値	7.1	5.8 ~ 8.6
クロロ酢酸	—	0.02 mg/L以下	味	異常なし	異常でないこと
クロロホルム	—	0.06 mg/L以下	臭気	異常なし	異常でないこと
ジクロロ酢酸	—	0.04 mg/L以下	色度	0.5未満	5度 以下
ジプロモクロロメタン	—	0.1 mg/L以下	濁度	0.1未満	2度 以下
臭素酸	—	0.01 mg/L以下	—	—	—
総トリハロメタン	—	0.1 mg/L以下	—	—	—
判定	◎ 検査した項目は水道法の水質基準に適合します。				
備考	※印の検査成績は不適合です。 基準値は平成15年厚生労働省令第101号、検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による。 検査成績欄の濃度単位は基準値の単位と同じ。				